

入札心得書

1. 入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札参加者は入札に当たって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札の回数は1回とする。入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事・業務の『内訳書』を必ず併せて提出のこと。
5. 入札者のうち、予定価格内で最低価格の入札者を落札人と定める。ただし、同価格入札があったときは、くじによって落札人を定める。なお、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格の範囲内で最低価格の入札者を落札人とする。
6. 入札予定者が1社となった場合は、入札を中止する。
7. 無効入札をした者及び最低制限価格に満たない入札者は、再度入札に加わることができない。
なお、無効入札とは以下の場合をいう。
 - (1) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者又は虚偽の申請をした者がした入札
 - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (3) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できないとき
 - (4) 金額の記載がないもの
 - (5) 金額の重複記載又は誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
 - (6) 明らかに談合と認められるとき
 - (7) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
 - (8) 入札金額に対応した内訳書の提出がないとき（提出不要の指示があった場合を除く）
 - (9) その他入札に関する条件に違反したとき
8. 入札書（別記様式1）は必ず封筒に入れ、のり付けをすること。任意様式を使用される際は、A4版で「粕屋町財務規則等を遵守し、入札いたします。」の文章を入れて入札すること。
9. 入札日時までに参加がない場合は、棄権とみなす。ただし、当日複数の入札が執行される場合においては若干時間がずれる場合があるので指定の時間には必ず待機し、執行者の指示に従うこと。
10. 入札書は本人提出とする。ただし、代理人が参加する場合は必ず委任状（別記様式2）を持参し、代表者の氏名及び代理人の氏名を記入のうえ代理人の印鑑で入札すること。

11. 設計書及び図面等は、入札当日の入札前に返却すること。
12. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
13. 入札参加者は、提出済みの入札書を書換え、引換え又は撤回することができない。
14. 入札参加者は、入札書を提出するまでの間において「入札辞退届」(別記様式3)を提出することにより、自由に辞退することができる。また、予定価格の範囲内での入札ができない業者は、入札を辞退すること。ただし、予定価格には消費税相当額を含んでいるため、予定価格と入札書記載金額との比較は、入札書記載金額に100分の110を乗じたところで行う。
15. 落札者は、落札日の翌日から7日以内に契約約款第4条の規定に基づく契約の保証をしなければならない。
16. 建設工事又は設計・調査等で請負金額が500万円以上、かつ保証事業会社の保証があるときは、以下の範囲内で前金払ができる。
建設工事：請負金額の10分の4以内
設計、調査等：請負金額の10分の3以内
なお、前金払の支払を受けた建設工事は請負金額の10分の2以内で中間前金払ができる。
17. 請負者が建設業の場合は、建設業退職金共済組合に加入し、当該工事の掛金収納書を契約当初に提出すること。ただし、自社に退職金制度があるなど、建設業退職金共済組合に加入しない場合は『辞退届』を提出すること。
18. 請負者は、工事請負金額が500万円以上、または測量、調査、設計等(建築関係業務は対象外)の業務委託金額が100万円以上について、CORINSまたはTECRISの実績登録を行うこと。
19. 入札参加者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書の案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

以上のほか、粕屋町財務規則並びに入札に関する法令を守らなければならない。